

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第138号）（保健福祉局児童福祉センター）

京都市児童福祉センター（以下「センター」という。）において実施している情緒障害児短期治療施設としての事業については、当該事業に係るセンター内の施設が狭く、児童の生活空間を十分に確保することができない等の問題があるため、今後は、より効果的に児童の情緒障害を治すために当該事業を民間事業者に移管することが望ましいと考えられることから、本市が行っている当該事業を廃止することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 138 号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第13項中「第8号」を「第7号」に改める。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第2項第1号中「第8号」を「第7号」に改める。

第5条第1項中「第3号及び第4号」を「及び第3号」に改め、「及び第27条第1項第3号」を削り、同条第2項中「第3号及び第4号」を「及び第3号」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同条第4項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

別表第2第2条第3号に掲げる事業の項及び第2条第4号に掲げる事業の項を次のように改める。

第2条第3号に掲げる事業	療育センター以外	50人(難聴児を対象とする児童発達支援を行う場合にあつては、30人)
	療育センター	40

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局児童福祉センター)